

名古屋市旅館業法施行条例等が改正されました。

旅館業を取り巻く社会状況は時代とともに変化しており、昨今の情報通信技術の発展や利用者ニーズの変化による営業形態の多様化を鑑み、本市の基準を見直しました。また、旅館業の施設と周辺地域の生活環境との調和を図るため、周辺地域からの苦情対応が条例化されました。



○施行日：令和7年4月1日

＜宿泊者名簿の記載事項＞

改正前（運用要綱）	改正後（細則第6条）
・「年齢」 ・「到着月日時及び出発月日時」（下宿営業については、下宿開始年月日及び下宿転出年月日）	・「客室の室名又は室番号」 ・「宿泊の年月日」

- ➡「宿泊の年月日」は、宿泊を開始した年月日と終了した年月日を記載してください。
- ➡これに加え、旅館業法施行規則で定める「宿泊者の氏名、住所及び連絡先」及び日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その「国籍及び旅券番号」が必要です。

＜条例の主な改正点＞

1 衛生措置の基準（第4条）

（1）面接等

新設（第4条第1号）
宿泊しようとする者と面接すること。ただし、市長が <u>これと同等の効果を有すると認めた場合は、この限りでない。</u>

- ➡「これと同等の効果を有する」とは、ICTを活用する方法等により、宿泊しようとする者を適切に確認することをいいますが、この規定の適用を受けるためには、「2 構造設備の基準（1）（2）（6）」をすべて満たした上で、管轄保健センターに変更届を提出する必要があります。

（2）常駐・駆付け対応

新設（第4条第2号）
営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「営業者等」という。）が旅館業の施設に常駐すること。ただし、市長が <u>これと同等の効果を有すると認めた場合は、この限りでない。</u>

- ➡「これと同等の効果を有する」とは、常時宿泊者からの連絡を受けることができ、かつ、当該宿泊者の求めに応じて、おおむね10分以内に施設に到着することができる体制が整備されていることをいいますが、この規定の適用を受けるためには、「2 構造設備の基準（1）（2）（6）」をすべて満たした上で、管轄保健センターに変更届を提出する必要があります。

2 構造設備の基準（第6条）★既存の施設には改正前の基準（旧基準）が適用されます

（1）玄関帳場代替設備（玄関帳場を設けない場合）関係

改正前（運用要綱）	改正後（第6条第2号）
・ 営業者等が常時待機し、宿泊しようとする者と直接面接して宿泊者名簿と記載し、客室の鍵の適切な受渡しを行い、宿泊者以外の出入りの状況を確認する等の事務を行うに適した管理事務室が営業者の固定設備として設けられていること。 ・ 宿泊者の緊急を要する距離としておおむね1,000メートル以内の距離の場所に設けられていること。	玄関帳場を設けない場合は、次の要件を満たすものであること。【※】 ア 宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備が設けられていること。 イ 施設の外部の見やすい場所に、営業者等の連絡先等が掲示されていること。

【※】この要件に加え、旅館業法施行規則で定める①～④の設備が必要になります。

- ① 緊急時対応用の設備（通話機器・連絡先の明示など）
- ② 宿泊者名簿の正確な記載の設備（記載事項の確認に係る機器など）
- ③ 客室の鍵の適切な受渡しの設備（鍵や鍵情報の付与に係る機器など）
- ④ 宿泊者以外の出入りの確認に必要な設備（ビデオカメラなど）

（2）客室の区画関係

改正前	改正後（第6条第3号）
—	イ 他の客室及び廊下等とは壁等により区画されていること。 ウ 宿泊者等が面接又は確認を受けた後でなければ入ることができない構造であること。

（3）客室の入浴設備関係

改正前（第6条第6号ウ）	改正後（第6条第4号）
浴室及びシャワー室は、その内部が外から容易に見える等宿泊者等の性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと。	客室に入浴設備を設ける場合は、浴室その他入浴者が直接利用する場所（以下「浴室等」という。）は、当該客室の外から容易に見通すことができない構造であること。

➡客室内の入浴設備について、同一客室内からの見通しは可となりました。

（4）便所

改正前（第6条第1号イ）	改正後（第6条第6号イ）
便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。	便所を付設していない客室を有する場合は、共同便所を設けること。

(5) 外観の意匠・形態

改正前（第6条第3号）	改正後（第6条第7号）
施設の形態及び意匠、広告物等の外観は、周囲の環境に調和するものであり、かつ、違和感を与えないものであること。	改正なし (細則にて商業地域の適用除外あり)

(6) 施設の区画関係

新設（第6条第8号）
施設は、住居その他の用に供する施設と明確に区画されている構造であること。

3 苦情等への対応（第10条）

新設（第10条）
営業者等は、旅館業の施設の周辺地域の住民等からの苦情又は問合せ等については、適切かつ迅速にこれらに対応するよう努めなければならない。

➡条令第6条の「構造設備の基準」については、既存の施設は、改正前の基準（旧基準）が適用されます。改正後の基準（新基準）の適用を受けるためには、管轄保健センターに変更届を提出する必要がありますので、事前にご相談ください。

➡ご来庁される場合は、必ず担当者と日程調整をした上で窓口にお越しください。



【問い合わせ先】

管轄保健センター	電話番号	担当区
千種保健センター 環境薬務課 [千種区星が丘山手 103 番地]	052-753-1921	千種区・昭和区・瑞穂区・名東区
中村保健センター 環境薬務課 [中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1]	052-433-3063	西区・中村区・熱田区・中川区
中保健センター 環境薬務課 [中区栄四丁目 1 番 8 号]	052-265-2266	東区・北区・中区・守山区
南保健センター 環境薬務課 [南区東又兵衛町 5 丁目 1 番地の 1]	052-614-2885	港区・南区・緑区・天白区

健康福祉局 生活衛生部 環境薬務課 旅館業等の許可指導に係る企画調整担当 052-972-2658

名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、旅館業の施設とその周辺地域の生活環境との調和を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（衛生措置の基準）

第4条 法第4条第2項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者と面接すること。ただし、市長がこれと同等の効果を有すると認めた場合は、この限りでない。
- (2) 営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「営業者等」という。）が旅館業の施設に常駐すること。ただし、市長がこれと同等の効果を有すると認めた場合は、この限りでない。
- (6) 寝具類は、宿泊者の定員に応じた十分な数を備え、かつ、適切に洗濯、管理を行い、布団カバー、敷布、寝衣及び枕カバー等宿泊者に直接触れるものは、客ごとに洗濯したものと取り替えること。
- (13) 洗面所は、常に清潔を保ち、湯及び水は、飲用に適するものを供給すること。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第6条 令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 玄関帳場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 玄関帳場は、宿泊者及び宿泊しようとする者（以下「宿泊者等」という。）が通過する場所に位置し、宿泊者等の出入りを直接確認できるものであること。
 - イ 玄関帳場は、十分な広さを有し、宿泊者等と直接面接できる構造であること。
 - ウ 玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができないような囲い等が設けられていないこと。
 - エ 玄関帳場の機能を失わせる附帯設備が設けられていないこと。
- (2) 玄関帳場を設けない場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備が設けられていること。
 - イ 施設の外部の見やすい場所に、営業者等の連絡先等が掲示されていること。
- (3) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 収容定員に応じた十分な広さを有すること。
 - イ 他の客室及び廊下等とは壁等により区画されていること。
 - ウ 宿泊者等が面接又は確認を受けた後でなければ入ることができない構造であること。
- (4) 客室に入浴設備を設ける場合は、浴室その他入浴者が直接利用する場所（以下「浴室等」という。）は、当該客室の外から容易に見通すことができない構造であること。
- (5) 共同浴場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 浴室等は、男女別に区画して設け、相互に見通すことができない構造であること。
 - イ 浴室等は、当該浴場外から容易に見通すことができない構造であること。
- (6) 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設けること。
 - イ 便所を付設していない客室を有する場合は、共同便所を設けること。
- (7) 施設の形態及び意匠、広告物等の外観は、周囲の環境に調和するものであり、かつ、違和感を与えないものであること。
- (8) 施設は、住居その他の用に供する施設と明確に区画されている構造であること。

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第7条 令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 令第1条第1項第2号に掲げる基準に適合すること。
 - (2) 多人数で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1未満とすること。
- 2 前条の規定は、簡易宿所営業の施設に準用する。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第8条 令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、第6条（第1号、第2号及び第3号ウを除く。）の規定を準用する。

（苦情等への対応）

第10条 営業者等は、旅館業の施設の周辺地域の住民等からの苦情又は問合せ等については、適切かつ迅速にこれらに対応するよう努めなければならない。